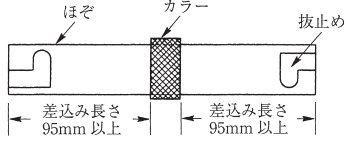
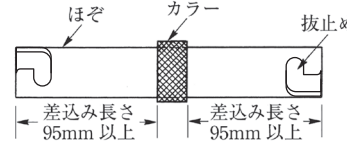


足場の組立て等作業従事者必携—特別教育用テキスト— (No.120305)

新旧対照表 新版(令和元年6月20日)

3版(平成28年7月1日)			新版(令和元年6月20日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
8	表2-1 一側足場	一側足場の用途別覧中	8	表2-1	・布板一側足場 2ヶ所削除 ・丸太一側足場 削除
11	※()中	<u>その他の足場</u>	11	※()中	<u>内部工用足場</u>
15	表3-1	① 階段わく上から4行目 (23cm以内)	15	表3-1 ①上から4行目	(35cm以下)
16	表3-2	③ 単管ジョイント 	16	表3-2	③ 単管ジョイント 
22	上から5行目	…は80kgとする。	22	上から5行目	…は80kgとして計算する。
22	表3-10 項目	<u>1スパン(kg) / 1層</u>	22	表3-10 項目	<u>1スパン(kg)</u>
24	図3-1 中④	図省略	24	図3-1 中④	④に2本の根がらみを示す矢印がある 下の方の矢印及び矢印の先の○を削除
27	上から4 ～6行目	…取り付ける。親綱支柱は10m以下の間隔で、わく組足場の建わくに取付け金具により確実に取り付ける。水平親綱は合成繊維製のロープで、 <u>径が16mm以上のものを使用する。</u>	27	上から4 ～6行目	…取り付ける。水平親綱を張るための親綱支柱の スパンは10m以下とし、できる限り短くする。 親綱支柱は、わく組足場の建わくに取付け金具により確実に取り付ける。水平親綱は合成繊維製のロープで、 <u>外径が16mm以上のものを使用する。</u>
27	上から8 行目	親綱支柱に控綱を取る場合は、 <u>支柱の外方1スパンの位置の建わくに</u> 取り、緊…	27	上から8 行目	① 親綱支柱に控綱を取る場合は、 <u>親綱支柱を取り付ける建地の外方1スパンの建わくに</u> 取り、緊…
27	図4-4	・緊張器を示す矢印が控綱を差している。 ・寸法図中 補綱材	27	図4-4	・控綱についている四角い印が緊張器である ・補綱材
27	新設		27	新設	② 親綱支柱に直接安全帯のランヤードのフックを掛けたり、安全ブロックを取り付けての使用は、安全性が確認されていない場合を除き行わない。
32	図4-9	右引出し文字の「ブロック両端の天端の床つき布わくを結束しておく。」部分が1層目を差している。	32	図4-9	正しくは2層目を差す。
33	図4-11	左から6枠と8枠の中 躯体	33	図4-11	躯体
44	図4-27	図省略。敷板は使用しない。	44	図4-27	ベスマットに変更する
44	下から3 行目	② <u>建地の脚部には、滑動防止のため桁行方向及び梁間方向ともに根がらみを設ける。</u>	44	下から3 行目	② <u>建地の桁行方向は敷板がなく、脚部の滑動があることから根がらみを設ける。また、梁間方向も同様に脚部の滑動があることから根がらみを設ける。</u>
46	図4-29	④ <u>床付き布わくの取付け</u>	46	図4-29	④ <u>3層目の据置手すり部材の取付け</u>
48	図4-31 下から6 行目	図中の注) 注) 地上第一の布			図中の注) 3ヶ所削除 全て削除

3版（平成28年7月1日）			新版（令和元年6月20日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
49	図4-33	図省略 ・支柱と根がらみが入っていない ・桁行方向1.8m以下	49	図4-33	図省略 ・支柱と根がらみを追加 ・桁行方向1.85m以下
55	4.6 タイトル	4.6 ブラケット一側足場（単管足場用鋼管）の組立て、解体	55	4.6 タイトル	4.6 ブラケット一側足場の組立て、解体
55	図4-40	削除（図省略）	55	図4-40	新設（図省略）
56	上から5行目	…に壁つなぎを設ける。	56	上から5行目	…に壁つなぎを設ける <u>ことが望ましい</u> 。
61	下から4行目	…配置し、桁下60	61	下から4行目	…配置し、桁下50
66 ∧ 69	4.10	4.10 その他の足場 本文削除	66 ∧ 79	4.10	4.10 内部工所用足場 本文新設
76	本文	1.3 高所作業車	88	本文	1.5 高所作業車
76	下から10行目	③ 垂直昇降式以外の高所作業車の作業床上では安全帯を使用する。 ※新設	88	下から10行目	③ 垂直昇降式以外の高所作業車の作業床上では安全帯を使用する。 ※ 安衛則第194条の22では、垂直昇降式は安全帯の使用が除かれているが、建設業労働災害防止規程においては、すべての高所作業車に安全帯の使用を義務づけている。
77	本文	1.4 ロングスパン工所用エレベータ	86	本文	1.3 ロングスパン工所用エレベータ
78	本文	1.5 電動ホイスト	87	本文	1.4 電動ホイスト
82	図2-7左上図	着地前のイラスト中介錯網を使用していない（図省略）	92	図2-7左上図	介錯網で誘導しているイラストに変更（図省略）
86	図4-1	根がらみが入っている（桁行方向）図省略	96	図4-1	根がらみ（桁行方向）を削除（図省略）
92	下から2行目	などで <u>立入禁止区域</u> として設定すれば、…	102	下から1行目	などで <u>立入区域</u> として設定すれば、…
94	下から3行目	で <u>立入禁止区域</u> として…	104	下から3行目	で <u>立入区域</u> として…
96	上から1行目	1.1.3 …（平成21.6.1付け通達） 本文を削除し、新設	106	上から1行目	1.1.4 …（平成27.5.20付け通達） 本文新設
96	上から15行目	1.1.4	107	上から1行目	1.1.5
98	図1-7	・緊張器を示す矢印が控網を差している。	109	図1-7	・控網についている四角い印が緊張器である
100 ∧ 101	本文	1.3 親綱支柱及び親綱 本文を削除	110 ∧ 112	本文	1.3 親綱支柱及び親綱 本文新設
108 ∧ 114	本文	3.1 安全帯 本文を削除（図・写真省略）	118 ∧ 126	本文	3.1 安全帯 本文新設（図・写真省略）
115	本文	（写真3-2参照）	127	本文	（写真3-3参照）
115	本文	写真3-2 保護帽の例	127	本文	写真3-3 保護帽の例
116	本文	写真3-3	128	本文	写真3-4
116	本文	写真3-4	128	本文	写真3-5

3版（平成28年7月1日）			新版（令和元年6月20日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
117	本文	図3-8	129	本文	図3-9
118	本文	写真3-5	130	本文	写真3-6
118	本文	写真3-6	130	本文	写真3-7
120	表4-2	(配電線の送電電圧) <u>100,200以下</u> <u>6,600</u> ℥	132	表4-2	(配電線の送電電圧) <u>100、200以下</u> <u>6,600</u> ℥
137	下から9 行目 18行目 20行目	… <u>行</u> わ…	149	下から9 行目 18行目 20行目	… <u>行</u> な <u>わ</u> …
138	上から7 行目 11行目 14行目 21行目	…を <u>行</u> わ…	150	上から7 行目 11行目 14行目 21行目	…を <u>行</u> な <u>わ</u> …
138	下から15 行目 (第66条)	…、医師による健康診断を行わなければならない。	150	下から15 行目	…、医師による健康診断（第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行わなければならない。
139	上から11 行目	28 <u>安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）</u>	151	上から11 行目	28 <u>墜落制止用器具</u>
140	上から11 行目と 下から5 行目	…を行 <u>な</u> …	152	上から11 行目と 下から5 行目	…を行 <u>な</u> わ <u>な</u> …
140	下から5 行目	<u>の必要な事項について、…</u>	152	下から5 行目	必要な事項について、…
141	上から16 行目	…以下同じ）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の <u>運転業務</u>	153		…以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の <u>業務</u>
141	下から14 行目	15 次に掲げるクレーン（移動式クレーン〔 <u>令</u> 第…	153		15 次に掲げるクレーン（移動式クレーン〔 <u>令</u> 第…
141	第36条の39の次に	40、41項を新規追加する	153 ↓ 154	40条、41 条新設	40 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であつて、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第539条の2及び第539条の3において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務 41 高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。第130条の5第1項において同じ。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

3版（平成28年7月1日）			新版（令和元年6月20日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
142	上から10行目	号から第36号まで及び第39号に掲げる…	154	上から21行目	号から第36号まで及び第39号から第41号までに掲げる…
144	本文中	「 <u>安全帯</u> 」を9ヶ所変更	156 } 157	本文中	「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」と変更する
144	下から14行目	…作業を行なう場合に…	156	下から1行目	…作業を行う場合に…
144	下から11行目	…及びその <u>取り付け</u> 設備等	157	上から4行目	…及びその <u>取付け</u> 設備等
145	上から11行目	4 すべり止め装置の <u>取り付け</u> …	157	下から13行目	4 すべり止め装置の <u>取付け</u> …
145	上から19行目	4 踏み面は、作業を安全に <u>行う</u> ため…	157	下から5行目	4 踏み面は、作業を安全に <u>行なう</u> ため…
147	本文中	「 <u>安全帯</u> 」を3ヶ所変更	159	本文中	「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」と変更する
149	本文中	「 <u>安全帯</u> 」を3ヶ所変更	161 162	本文中	「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」と変更する
150	本文中	「 <u>安全帯</u> 」を5ヶ所変更	162	本文中	「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」と変更する
150	上から15行目	…次の事項を <u>行な</u> せなければならない。…	162	下から7行目	…次の事項を <u>行</u> わせなければならない。…
150	下から9行目	1 床材の損傷、 <u>取り付け</u> 及び掛渡しの状態	163	上から8行目	1 床材の損傷、 <u>取付け</u> 及び掛渡しの状態
153	上から11行目	<u>じ</u> ること。	165	下から7行目	<u>ず</u> ること。
153	上から25行目	…次の表の上欄に掲げる <u>鋼管肉厚</u> と外径…	166	上から8行目	…次の表の上欄に掲げる <u>鋼管の肉厚</u> と外径…
154	上から4行目	第574条（つり足場） の上に追加	166	下から14行目	第5款 つり足場 新設
154	下から15行目	ロ 著しい損傷又は腐食 <u>のあるもの</u>	167	上から5行目	ロ 著しい損傷又は腐食 <u>があるもの</u>
155	上から15行目	…当該組立図により <u>組立</u> てなければならない。	167	下から1行目	…当該組立図により <u>組み立</u> てなければならない。
155	下から4行目	「 <u>安全帯</u> 」を2ヶ所変更	168	下から18、19行目	「 <u>要求性能墜落制止用器具</u> 」と変更する
156	上から2行目	<u>安全帯</u>	168	下から13行目	<u>要求性能墜落制止用器具</u>
156	下から6行目	…を行う仕事が <u>修了</u> するまでの間、	169	下から3行目	…を行う仕事が <u>終了</u> するまでの間、
156	下から3行目	第653条の前に新規追加する	170	上から1行目	第4編 特別規制 第1章 特定元方事業者等に関する特別規制
157	上から17行目	ニ 足場用墜落防止設備の取り外しの有無	170	下から13行目	ニ 足場用墜落防止設備の取り外し及び <u>脱</u> 落の有無